

働き方改革関連法セミナー

「同一労働同一賃金」への 対応はお済みですか？

～ 2021年4月より中小・小規模事業所も対象
従業員を雇用、または採用を予定している事業所は必聴 !! ～

働き方改革関連法のひとつ、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を目的とした「同一労働同一賃金」が2021年4月より中小・小規模事業所にも適用されます。

これにより、同一企業・団体内において正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者)の間で、基本給や賞与、手当など個々の待遇ごとに「不合理」な待遇差が禁止されます。本セミナーでは、「同一労働同一賃金」の内容や事業所がどのような対応を行っていけば良いのかを分かりやすく説明します。

【日時】 令和3年 **2月5日(金)**
13:30～15:00

【場所】 大竹商工会議所 3階研修室

【講師】 佐々木 亮 氏

特定社会保険労務士

広島働き方改革推進支援センター アドバイザー

【定員】 20名 【受講料】 無 料

【主催】 大竹商工会議所 【共催】 大竹市・広島働き方改革推進支援センター

【講座内容】

- ①同一労働同一賃金の内容・対応策について
- ②その他の働き方改革関連法案の改正点について
- ③質疑応答

お問合せ 申込方法

下記の申込書に記入のうえ、2月2日(火)までにFAXまたはTELにてお申込みください。
大竹商工会議所中小企業相談所 TEL:(0827)52-3105 FAX:(0827)53-6311

【セミナー開催における感染防止対策措置について】

- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大予防に関する広島県のガイドラインに沿って運営します。
- ・感染拡大の状況によりましては、セミナーを中止する場合があります。

『同一労働同一賃金への対応セミナー』受講申込書

大竹商工会議所 行 FAX 0827-53-6311

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名		受講者氏名	

※記入いただいた個人情報は、本セミナーの運営に関する連絡や受講者名簿作成のみに利用し、その目的以外での利用はいたしません。